

第七十一條 工員疾病其ノ他不得止事情ノタメ勤續シ能ハザルトキハ
尠クモ二週間前ニ事情ヲ具シテ願出ヅベシ

第七十二條 左ノ各項ノ一ニ該當スルモノハ自然退職トス

- 一、軍事ニ關スル充員召集ニ應ズル者
- 二、一ケ年以上ノ入營ニ應ズル者
- 三、休職中ノモノニシテ期滿ツルモ復職ヲ命ゼザル者

第七十三條 前條第一項及第二項ニヨリ退職シタルモノニシテ服務完
了後復職ヲ命ジタル場合ハ在職年數ヲ加算ス

第七十四條 年齡滿五十五歳ヲ以テ停年期トシ同期ニ達シタルモノハ
退職セシム

第七十五條 犯罪又ハ其嫌疑ニ依リ拘引セラレタル者ハ事故發生ト同
時ニ自然解雇處分ニ附ス

但事實犯罪者ニアラザルコト判明シタルトキハ再入所ヲ許ス
コトアルベシ此場合ハ従前ノ勤續年數ヲ繼續スルモノトス

第十一章 退職手當金

第七十六條 本所業務ノ都合ニヨリ解雇シタル場合ハ定傭日給ヲ基本
トシテ左ノ區分ニヨリ退職手當金ヲ支給ス

- 一、勤續六ヶ月以上壹ケ年以内ノ者 二十日分
- 二、一ケ年以上ノ勤續者ハ一ヶ月ヲ増ス毎ニ前項金額ニ日給
一日分宛ヲ累加ス